

○栃木市補助金等交付規則

平成22年3月29日

規則第56号

改正 平成23年3月22日規則第6号

平成23年8月24日規則第24号

平成26年3月3日規則第13号

平成28年3月11日規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定及び使用等に関する基本的事項を定め、もって補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が交付する補助金及び交付金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(補助金等の交付対象)

第3条 補助金等は、市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対し、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。

2 前項の補助金等の名称、交付の目的、交付の対象である事務又は事業の内容及び条件並びにその交付率又は金額並びに相手方は、別に定める。

(交付の申請)

第4条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が指定する補助金等については、この限りでない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）又はこれに代わる書類
- (3) 工事の施行にあつては、実施設計書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付するかどうかを決定するものとする。

2 市長は、補助金等の交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知する。

(交付の条件等)

第6条 市長は、補助金等の交付を決定する場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必

要な指示又は条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、第5条第2項の規定による補助金等の交付の決定通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容又は前条の規定によりこれに付された条件若しくは指示により難いと認めるときは、当該通知を受けた日から10日を経過する日までに文書をもって申請の取下げをすることができる。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この期間を短縮し、又は延長することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(計画変更の承認)

第8条 補助金等の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、軽微な変更で市長が定めるものを除き、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく事業計画変更申請書(別記様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業等に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なくその原因及びこれに対する措置を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 市長は、前項の規定により補助金等の交付決定を変更したときは、補助金等交付決定変更通知書(別記様式第5号)により補助事業者に通知する。

(補助金等の請求)

第9条 第5条第2項及び前条第4項の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(別記様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が指定する補助金等については、この限りでない。

- (1) 補助金等交付決定通知書の写し又は補助金等交付決定変更通知書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により補助金等交付請求書の提出があったときは、栃木市財務規則(平成22年栃木市規則第55号)第45条第1項に規定する請求書の提出があったものとみなす。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したときは、市長が定める期日までに補助事業等実績報告書(別記様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が指定する補助金等については、この限りでない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書（別記様式第8号）又はこれに代わる書類
- (3) 工事にあつては契約書の写し及び施工者からの工事完了届の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（交付の決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業等について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 第14条本文の規定に違反したとき。
- (4) 前3号のほか、補助事業等に関し、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

（補助金等の返還）

第12条 市長は、第8条第3項及び前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第13条 補助事業者は、前条の規定により補助金等の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金等の返還を命じられた場合において、これを期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（財産の処分の制限）

第14条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金等の目的を達成するため特に必要があると認めて市長が指

定するもの

(帳簿の備付)

第15条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これらを補助金等の受領日から5年間保存しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この期間を延長することができる。

(立入検査等)

第16条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めたときは、補助事業者に補助事業等に関する報告を求め、又は市長の命じた職員（以下「検査員」という。）をしてその事務所、事業所等に立ち入らせ、当該補助事業等に係る帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 検査員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月29日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の栃木市補助金等交付規則（平成7年栃木市規則第25号）、大平町補助金等交付規則（昭和59年大平町規則第4号）、藤岡町補助金等交付規則（平成13年藤岡町規則第12号）又は都賀町補助金等交付規程（昭和47年都賀町告示第7号）（以下これらを「合併前の規則等」という。）の規定により交付決定を受けた補助金については、なお合併前の規則等の例による。

3 施行日の前日までに、合併前の規則等の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた決定、手続その他の行為とみなす。

(特例措置)

4 平成23年1月31日から西方町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までの間において、西方町に係る事務事業に関して編入日をまたぐ補助金等交付事業を行う場合その他編入に起因してなされる補助金等交付事務であって特別の取扱いを要するものを行う場合にあつては、当該事務に必要な範囲でこの規則の定めによらず処理することができるものとする。

(平23規則6・追加)

(西方町の編入に伴う経過措置)

5 編入日の前日までに、編入前の西方町補助金等交付規程（昭和39年西方村告示第55号）又は栃木地区広域行政事務組合補助金等交付規則（平成13年栃木地区広域行政事務組合規則第4号）（消

防に関する事務、液化石油ガス設備工事届の受理に関する事務並びにし尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務に係る部分に限る。) (以下これらを「編入等前の規則等」という。)の規定により交付決定を受けた補助金については、なお編入等前の規則等の例による。

(平23規則24・追加)

- 6 編入日の前日までに、編入等前の規則等の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた決定、手続その他の行為とみなす。

(平23規則24・追加)

(岩舟町の編入に伴う特例措置)

- 7 平成25年8月23日から岩舟町の編入の日(以下「岩舟町編入日」という。)の前日までの間に、岩舟町又は栃木地区広域行政事務組合に係る事務事業に関して岩舟町編入日をまたぐ補助金等交付事業を行う場合その他編入に起因してなされる補助金等交付事務であって特別の取扱いを要するものを行う場合にあっては、当該事務に必要な範囲でこの規則の定めによらず処理することができるものとする。

(平26規則13・追加)

(岩舟町の編入に伴う経過措置)

- 8 岩舟町編入日の前日までに、編入前の岩舟町補助金等交付規則(昭和57年岩舟町規則第3号)又は解散前の栃木地区広域行政事務組合補助金等交付規則(以下これらを「岩舟町編入等前の規則」という。)の規定により交付決定を受けた補助金については、なお岩舟町編入等前の規則の例による。

(平26規則13・追加)

- 9 岩舟町編入日の前日までに、岩舟町編入等前の規則の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた決定、手続その他の行為とみなす。

(平26規則13・追加)

附 則(平成23年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年規則第24号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第13号)

この規則は、平成26年4月5日から施行する。

附 則(平成28年規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第4条関係)

補助金等交付申請書

年 月 日

(宛先) 栃木市長

年度において、次のとおり補助金等の交付を受けたいので、栃木市補助金等交付規則第4条の規定により申請します。

(申請者) 住所又は所在地 名 称 氏名又は代表者名	
補助事業等の名称	
補助金等の名称	
補助金等申請額	円
添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 工事の施行にあつては実施設計書

別記様式第2号(第4条関係)

収 支 予 算 書

収入

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差 引		摘 要
			増	減	

支出

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	差 引		摘 要
			増	減	

補助金等交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった(補助金等の名称)の交付については、次のとおり決定したので、栃木市補助金等交付規則第5条の規定により通知します。

年 月 日

栃木市長



(補助事業者) 住所又は所在地 名 称 氏名又は代表者名	
補助事業等の名称	
交付決定額	円
交付条件	
交付に係る指示	

別記様式第4号(第8条関係)

事業計画変更申請書

年 月 日

(宛先) 栃木市長

次のとおり事業計画を変更したいので、栃木市補助金等交付規則第8条の規定により申請します。

(補助事業者) 住所又は所在地 名 称 氏名又は代表者名	
補助事業等の名称	
補助金等の名称	
変更の内容	
変更年月日	年 月 日
変更の理由	
添付書類	

補助金等交付決定変更通知書

年 月 日付け栃木市指令 第 号により交付決定した  
(補助金等の名称)について、次のとおり変更したので、栃木市補助金等交  
付規則第8条の規定により通知します。

年 月 日

栃木市長



(補助事業者) 住所又は所在地 名 称 氏名又は代表者名	
補助事業等の名称	
変更前の交付決定	円
変更後の交付決定	円
変更増減額	円
交付条件	
交付に係る指示	

別記様式第6号(第9条関係)

年 月 日

(宛先) 栃木市長

補助金等交付請求書

年 月 日付け栃木市指令 第 号により交付決定の  
 ありました 年度 \_\_\_\_\_ を、栃木市補助  
 金等交付規則第9条第1項の規定により請求します。

金 額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(補助事業者) 住所又は所在地 名 称 氏名又は代表者名	⑩ 補助事業者(請求者)と口座名義人が異なる場合はレ点をつけてください。 □私は、補助金の受領に関する一切の権限を次の口座名義人に委任します。
補助事業等の名称	
補助金等交付決定	円
既 交 付 額	円
今回交付請求額	円
未 交 付 額	円
添 付 書 類	(1) 交付決定通知書の写し

収入 印紙	領 収 書 上記の金額領収しました。 年 月 日 氏名 _____ ⑩ (宛先) 栃木市会計管理者
----------	--

(注) 1 数字は、算用数字を使用すること。 2 金額の頭に¥を付けること。 3 親金を訂正したものは、無効です。 4 支払について希望する方法の番号を○ で囲むこと。 5 普通預金は「普」を、当座預金は「当」 を○で囲むこと。	1 口座振替                      2 窓口(現金)払 3 その他(納入書等)			
振込先	銀行                      支店			
預 金 別 種 別	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">普</td> <td style="text-align: center;">当</td> <td style="text-align: center;">口座 番号</td> </tr> </table>	普	当	口座 番号
普	当	口座 番号		
名 義				

別記様式第7号(第10条関係)

補助事業等実績報告書

年 月 日

(宛先) 栃木市長

年 月 日付け栃木市指令 第 号で交付決定の通知のありました(補助事業等の名称)が完了しましたので、栃木市補助金等交付規則第10条の規定により報告します。

(補助事業者) 住所又は所在地 名称 氏名又は代表者名	
補助金等の名称	
補助金額	円
補助事業等の施行場所	
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
経過及び内容	
添付書類	(1) 事業実績書 (2) 収支決算書 (3) 工事にあつては契約書の写し及び施工者からの工事完了届の写し

別記様式第8号(第10条関係)

収 支 決 算 書

収入

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 引		摘 要
			増	減	

支出

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 引		摘 要
			増	減	

別記様式第1号（第4条関係）

（平28規則6・全改）

別記様式第2号（第4条関係）

別記様式第3号（第5条関係）

（平28規則6・全改）

別記様式第4号（第8条関係）

（平28規則6・全改）

別記様式第5号（第8条関係）

（平28規則6・全改）

別記様式第6号（第9条関係）

（平28規則6・全改）

別記様式第7号（第10条関係）

（平28規則6・全改）

別記様式第8号（第10条関係）